

制 度 名	文化芸術創造拠点形成事業 (文化庁)	主管課名	生活文化課 文化振興 G		
		問合せ先	029-301-2824		
目的・趣旨	地方公共団体が主体となって取り組む文化芸術事業を支援することにより、地方公共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上させるとともに、多様で特色ある文化芸術の振興を図り、ひいては地域の活性化に寄与する。				
<p>[対象団体] 都道府県、市町村</p> <p>[対象事業] 文化芸術分野の専門的人材を活用して地域のアーツカウンシル機能の強化等に取り組みながら行う、地域アーティストの活動支援、地域住民との協働、地域の芸・産学官との連携、地域の文化芸術資源を活用した文化芸術活動の実施等、文化芸術創造拠点形成に向けた総合的な事業。</p> <p>[補助要件等] (1) 人材育成・調査研究等の基盤的事業や多様な文化芸術事業等の企画を有機的に連動させた、複数年度(3~5年程度)に渡る継続的・計画的な事業であること。 (2) ポスター、チラシ、プログラム、ホームページ等に助成事業名の記載及び「文化庁シンボルマーク」を表示すること。 (3) 同一の事業内容について、文化庁の他の補助や芸術文化振興基金の補助を受けていないこと。また、同一事業内容の同一経費について、文化庁以外の他省庁の補助を受けていないこと。</p> <p>[対象経費] 出演・音楽・文芸費、舞台・会場・設営費等、賃金・旅費・報償費、雑役務費・消耗品費等、委託費・補助金</p> <p>[補助限度額等] (1) 助成率 補助対象経費の1/2以内 (2) 補助限度額 80,000千円、自己負担額の5倍以内、自己収入額が補助対象経費の1/2を超える場合には、補助対象経費から自己収入額を控除した金額を上限とする。</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
事業主体が市町村の場合		補助対象経費の1/2以内他	—	補助額の残	—
[令和6年度当初予算額] — 千円(国予算)		[令和6年度補助対象団体] 令和6年2月9日募集締切 対象団体は令和6年3月下旬~5月上旬に決定予定			
[備考] 前年度の1月頃募集。国からの直接補助。					